

国民年金

納めた国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、所得税及び町県民税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26年1月～12月中旬に納めた保険料全額です。(過去の年度分や追納保険料なども含みます。)

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(大学生のお子さんなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されていますので、申告書の提出の際には必ず添付してください。

平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は、平成26年11月上旬に送付されています。なお、10月1日以降に今年はじめに国民年金保険料を納付された方は平成27年2月上旬に送付されます。紛失等により再発行が必要な際には、左記までご連絡をお願いします。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

ねんきん定期便・ねんきんネット
等専用ダイヤル(平成27年3月16日まで)

☎0570(058)5555
自動音声案内に従って「3」を押しください。
050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03(6700)1144をご利用ください。

▼問い合わせ先
保険課 高齢者年金係
☎9129
宇都宮西年金事務所
☎028(622)4281

国民健康保険

整骨院・接骨院で 柔道整復師の施術を受けるとき

整骨院や接骨院は国家資格を持つ柔道整復師が施術する施設です。負傷原因や症状等によって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

- 国民健康保険が使える場合
 - ・外傷性のねんざ、打撲、肉離れなど
 - ・骨折、脱臼(応急手当を除き、医師の同意が必要です)
- 国民健康保険が使えない場合
 - ・単なる疲れや肩こり、筋肉痛
 - ・内科的疾患による痛みやこり
 - ・仕事や通勤途中に起きた負傷(労災保険から給付になります)

〜施術を受けるときの注意〜
●負傷原因を正確に伝えてください。
外傷性の負傷でない場合は、国民健康保険は使えません。何が原因で負傷したのかを正しく伝えましょう。

●医療機関との重複受診はできません。
同一部位の負傷について、同時期に柔道整復師による施術と医療機関での治療を重複して受けることは

できません。その場合、原則的に柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

- 療養費支給申請書は必ず自分で署名しましょう。
療養費支給申請書は、患者さんが柔道整復師に国保の医療費の請求を委任するものです。申請書の内容を確認し、必ず自分で署名をするようにしましょう。(ケガなどが原因でやむを得ず代筆してもらった場合は押印も必要です。)
- 施術が長期にわたる場合、医師の診断を受けてください。
長期間施術を受けても痛みが続く場合には、負傷が原因でなく内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

▼問い合わせ先
保険課 国保係
☎9134

医療費適正化のため、
正しい受診にご協力を
お願いします！

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります!

マイナンバー制度とは?

マイナンバー制度では、全国民(住民票を有する人)が自分だけの12桁の番号(マイナンバー)を持つこととなります。このマイナンバーによって、情報を適切に管理・把握することで、年金・医療保険・介護保険・労働保険・福祉の社会保障分野や、税務分野、災害対策分野などで活用されます。

マイナンバー制度導入のメリット

マイナンバー制度導入によって、次の3つの効果が期待されています。

●行政の効率化

行政機関や地方公共団体など、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複の無駄や、情報の照合、入力などに要している時間や労力が削減され、より正確に事務が行えるようになります。

●国民の利便性の向上

添付書類の削減など、国民の行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

●公平・公正な社会の形成

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止し、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

マイナンバー制度の開始時期

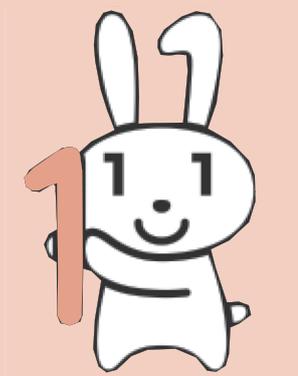
○平成27年10月以降＝町民のみなさまにマイナンバーが付番され、住民登録している住所地に、通知カード(※)が送付されます。

(※)通知カード…マイナンバーを通知するためのカード。氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)、マイナンバーが記載されたもの。全町民に送られますが、本人確認のための身分証明書としては、利用できません。

○平成28年1月以降＝行政手続きで利用が開始されます。行政機関などに提出する書類にマイナンバーを記載することになります。

個人番号カードについて

平成27年10月以降に通知カードでマイナンバーが通知された後に、町に申請すると、平成28年1月以降に、個人番号カードの交付を受けることができます。個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、各種電子申請が行えます。



マイナンバー

▶問い合わせ先＝

企画課 政策調整係 ☎569118

全国共通ナビダイヤル ☎0570(20)0178

平日 午前9時30分～午後5時30分(祝日・年末年始を除く)

『社会保障・税番号制度』ホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)